

○ 公認会計士制度部会議事規則の一部改訂（案） 新旧対照表

（傍線部分は改訂部分）

改訂案	現行
<p>（会議の招集）</p> <p>第一条 会議は部会長が招集する。</p> <p>2 部会長は、必要があると認めるときは、情報通信機器を利用して会議を開催することができる。</p> <p>（議長）</p> <p>第二条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。</p> <p>（意見の聴取）</p> <p>第三条 議長は、必要に応じ、学識経験者、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その意見を聞くことができる。</p> <p>（会議の公開）</p> <p>第四条 部会長は、部会に諮った上で、部会の会議を公開することができる。</p> <p>2 前項の定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、部会長が定める。</p> <p>（緊急時の特例）</p>	<p>（会議の招集）</p> <p>第一条 会議は部会長が招集する。</p> <p>（議長）</p> <p>第二条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。</p> <p>（意見の聴取）</p> <p>第三条 議長は、必要に応じ、学識経験者、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その意見を聞くことができる。</p> <p>（会議の公開）</p> <p>第四条 部会長は、部会に諮った上で、部会の会議を公開することができる。</p> <p>2 前項の定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、部会長が定める。</p>

第五条 部会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員に対し文書その他の方法により、議決を求めることができる。なお、この議決を行った場合は、部会長が招集する次の会議に報告しなければならない。

(議事録の作成及び公表)

第六条 会議の議事録は、会議の都度作成し、公表するものとする。ただし、部会長が必要と認めるときは、議事録の一部又は全部を公表しないものとすることができる。

2 前項に定めるもののほか、議事録の作成及び公表に関し必要な事項は、部会長が定める。

(ワーキンググループ等の設置)

第七条 部会は実務的・専門的な検討の要に応じワーキンググループ等を置くことができる。

(その他)

第八条 この議事規則に定めるもののほか、議事手続その他会議の運営に必要な事項は、部会長が定める。

(新設)

(議事録の作成及び公表)

第五条 会議の議事録は、会議の都度作成し、公表するものとする。ただし、部会長が必要と認めるときは、議事録の一部又は全部を公表しないものとすることができる。

2 前項に定めるもののほか、議事録の作成及び公表に関し必要な事項は、部会長が定める。

(ワーキンググループ等の設置)

第六条 部会は実務的・専門的な検討の要に応じワーキンググループ等を置くことができる。

(その他)

第七条 この議事規則に定めるもののほか、議事手続その他会議の運営に必要な事項は、部会長が定める。